

第1節 草津市のあらまし

1. 位置および地勢

草津市は、南北13.2km、東西10.9km、周囲51kmで滋賀県の南東部に位置しています。やや南北に広がった市域の東部は、田上・信楽山地に接し、豊かな水田地帯が広がっている西部は、日本最大の湖「琵琶湖」に面しています。また、東部丘陵に源を発する狼川・葉山川などの主要河川はすべて琵琶湖に流入しており、市域はこれに伴う肥沃な沖積平野からなりたっています。

市域は近畿圏、中部圏を結節する地域である立地条件の優位性に加え、JR東海道本線、JR東海道新幹線、一般国道1号、京滋バイパス、名神高速道路、新名神高速道路などの主要幹線の通過地となっています。

市の中心市街地は、周辺に大型商業施設や高層住宅地、草津川跡地公園等が隣接するJR草津駅と、立命館大学びわこ・くさつキャンパスの最寄り駅であり、ファミリー世帯や学生が集まり若い力と活力に満ちているJR南草津駅を中心に形成され、にぎわいと交流が広がっています。市の東部には、良好な居住環境が広がるとともに、びわこ文化公園都市区域には、立命館大学びわこ・くさつキャンパスや県立長寿社会福祉センターなどの教育・福祉・医療・文化等の施設や新名神高速道路の草津田上インターチェンジ等が集積し、多様な機能の交流が図られています。市の西部では、琵琶湖のほとりに豊かな農地が広がり、烏丸半島には県立琵琶湖博物館、市立水生植物公園みずの森等、環境分野の施設が集積しています。

また、琵琶湖の気温緩和作用を強く受け、温暖で瀬戸内海式気候に近いところから気候にも恵まれています。

< 草津市の位置 >



○草津市の面積 67.82 km²
(陸地面積48.65 km²)

○市役所の位置 東 経 135° 57'
北 緯 35° 00'

○市役所の所在地草津市草津三丁目13番30号

2. 歴史

草津で人々の生活の痕跡が認められるのは縄文時代中期頃で、弥生時代に稲作が伝わると各地で集落が営まれます。南笠古墳群などが築造される古墳時代中期以降には集落数は増え、一部で渡来系文化の影響も認められます。

続く飛鳥・奈良時代には多くの古代寺院が造営されるとともに、市域南部の瀬田丘陵では、製鉄・製陶などの生産活動が活発となり、その周辺では鑄造による金属製品の生産が盛んに行われました。

また、飛鳥時代から平安時代にかけて主要官道である東山道が整備され、その宿駅であった野路宿の跡とみられる遺跡も見つかっています。

江戸時代には、東海道の江戸から数えて52番目の宿場、草津宿が置かれ、東海道・中山道の分岐・合流する交通の要衝として栄えました。

明治時代に入り、町村制の施行により、草津・志津・老上・山田・笠縫・常盤の6ヶ村が作られ、明治22年7月には草津駅が開業します。昭和29年10月に1町5村が合併して草津市が誕生し、その後栗東町渋川地区が編入され、現在の市域が形成されました。



図1-1-1 史跡草津宿本陣

3. 人口

本市の人口は、昭和29年市制施行時には32,152人でありましたが、昭和46年8月には5万人に達し、平成7年6月には10万人を突破し、著しく人口が増加しました。平成27年9月には13万人を超え、現在は県内でも数少ない人口増加市となっています。

この人口増加の背景には、JR東海道本線、国道1号線、名神高速道路、京滋バイパス等、多くの主要幹線や交通の通過、交通拠点の立地がみられ、これら幹線交通網の整備等により企業立地が進む一方、京阪神への通勤圏内にあるベッドタウンとして住宅開発が進んだことや、近年では、大学の開学、JR草津駅やJR南草津駅周辺の都市基盤の整備等、市の中心部において都市機能の集積が順調に進んだことが、流入人口の大幅な増加につながっています。

また、平成20年2月には新名神高速道路の整備に伴い、ジャンクション・インターチェンジが新たに設置される等、交通利便性の一層の高まりと、平成28年の新小学校の開校、大型商業施設の整備等、都市的魅力が増大したことも影響し、令和5年3月末の草津市の人口は県下第2位の138,600人となっています。

4. 工業

草津市の工業は、市城南東部や山寺工業団地等に電気機械器具関連等の工場が立地しており、近年は研究開発型企業の立地が進みつつあります。

また、高度な技術を有し、部品加工等で主要業種を支える中・小規模事業者の集積も大きな特徴です。

令和2年までの統計調査結果を下表に示します。製造品出荷額は平成21年の6,140億円から増減をしながら推移していたところ、令和2年に7,882億円と大幅に増加しています。

表1-1-1 工業の推移

区分	事業所数	従業員数（人）	製造品出荷額（百万円）
平成21年	215	15,200	614,009
平成22年	206	16,463	675,708
平成23年	225	15,253	676,205
平成24年	211	14,433	581,806
平成25年	224	16,529	624,292
平成26年	222	16,859	642,511
平成27年	235	16,494	644,581
平成28年	208	15,031	577,879
平成29年	217	15,988	643,314
平成30年	214	16,011	658,289
令和元年	214	15,369	618,110
令和2年	205	16,373	788,229

資料：工業統計調査・経済センサスー活動調査

5. 自然

琵琶湖岸には、ヨシ原やヤナギの残る場所が点在し、鳥類・魚類をはじめ多くの動植物にとって繁殖の場や安らぎの場になっています。

しかしながら、特定外来生物に指定されているオオバナミズキンバイやナガエツルノゲイトウの繁茂群落が本市琵琶湖沿岸域にも確認されており、滋賀県の水草刈取り船などによる駆除が続けられています。

湖岸から東側には水田や畑地など田園地帯が広がり、点在する景観的にも優れた鎮守の森には、シイ・クスノキ・サカキ・ナギ・イヌマキなどの在来種の植物が生育しております。また、平成14年に廃川となった旧の津川は「草津川跡地公園」として「a i 彩ひろば」、「d e 愛ひろば」が整備され、市民の憩いの場となっています。

田園地帯から東側は、JR東海道本線、一般国道一号、京滋バイパス、新幹線、名神高速道路などの幹線鉄道、道路および市街地が続きます。さらにその東側には丘陵地から五百呂（いおろ）山、牟礼（むれ）山などの山地へとつながる地域となっています。牟礼山については、ソヨゴ・モチツツジ・リョウブ・コナラなどを含んだアカマツ林などの樹林が比較的多く残る、自然度の高い貴重な地域となっています。

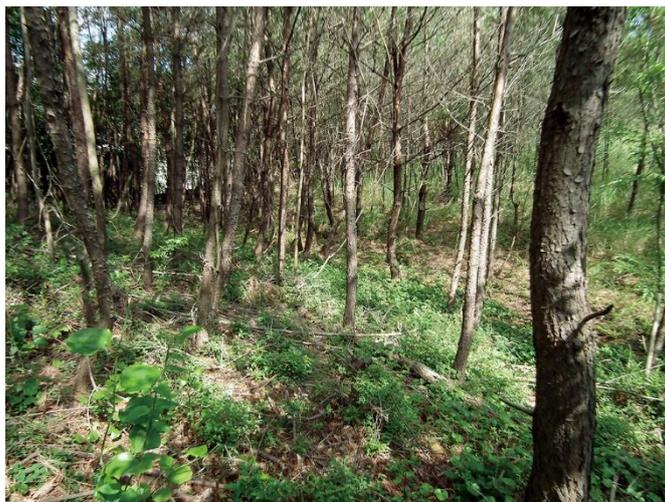


図1-1-2 アカマツ林

6. 将来構想

本市は、中長期的な視野のもとに総合的かつ計画的な行政運営を行い、持続可能な社会を実現していくため、令和3年に『ひと・まち・ときをつなぐ 絆をつむぐ ふるさと 健幸創造都市 草津』を将来に描くまちの姿として掲げた第6次草津市総合計画を策定しました。

今後、人口減少局面を迎えるなど、社会が急速に変化する時代において、人や地域の絆を大切にしながら、いつまでも活気にあふれ、だれもが生きがいをもち、健やかに幸せに暮らせるまちを、共に創り上げていくことを目指して、多様なまちづくりの主体と連携・協力し、様々な取組を進めています。

【第6次草津市総合計画の基本構想】

(1) 将来ビジョン

ひと・まち・ときをつなぐ 絆をつむぐ ふるさと 健幸創造都市 草津

(2) まちづくりの基本目標

① 「こころ」育むまち

- ・つながりの輪を広げ、絆を深め、やさしさと思いやりの心を育むことによって、誰もがお互いを尊重し合うまちにします。
- ・本市の歴史・文化を次世代へ守り伝えながら、誰もが学びを深め、生涯にわたり楽しく生きがいを感じられるまちづくりを進めることで、豊かな「こころ」を育むまちにします。

② 「笑顔」輝くまち

- ・多様なコミュニティ活動の促進を図るとともに、行政と地域がともに地域課題の解決に取り組むまちにします。
- ・幼少期から高齢期まで、国籍、文化や習慣等にかかわらず、障害のある人もない人も、多様性を認め合い、誰もが健やかに自分らしく暮らせるまちづくりを進めることで「笑顔」が輝くまちにします。

③ 「暮らし」支えるまち

- ・災害や犯罪に強い安全・安心なまちにします。
- ・琵琶湖をはじめとした自然環境の保全や都市の基盤整備、公共交通の充実など、快適で住みよいまちづくりを進めることで、将来にわたり、「暮らし」を支えるまちにします。

④ 「魅力」あふれるまち

- ・農業や商工業業、観光などの振興を図るとともに、地域経済の活性化を図り、活気に満ちたまちにします。
- ・地域の特性や資源を生かしたまちづくりやガーデンシティの推進など、活気に満ちたまちづくりを進めることで、「魅力」があふれるまちにします。

⑤ 「未来」への責任

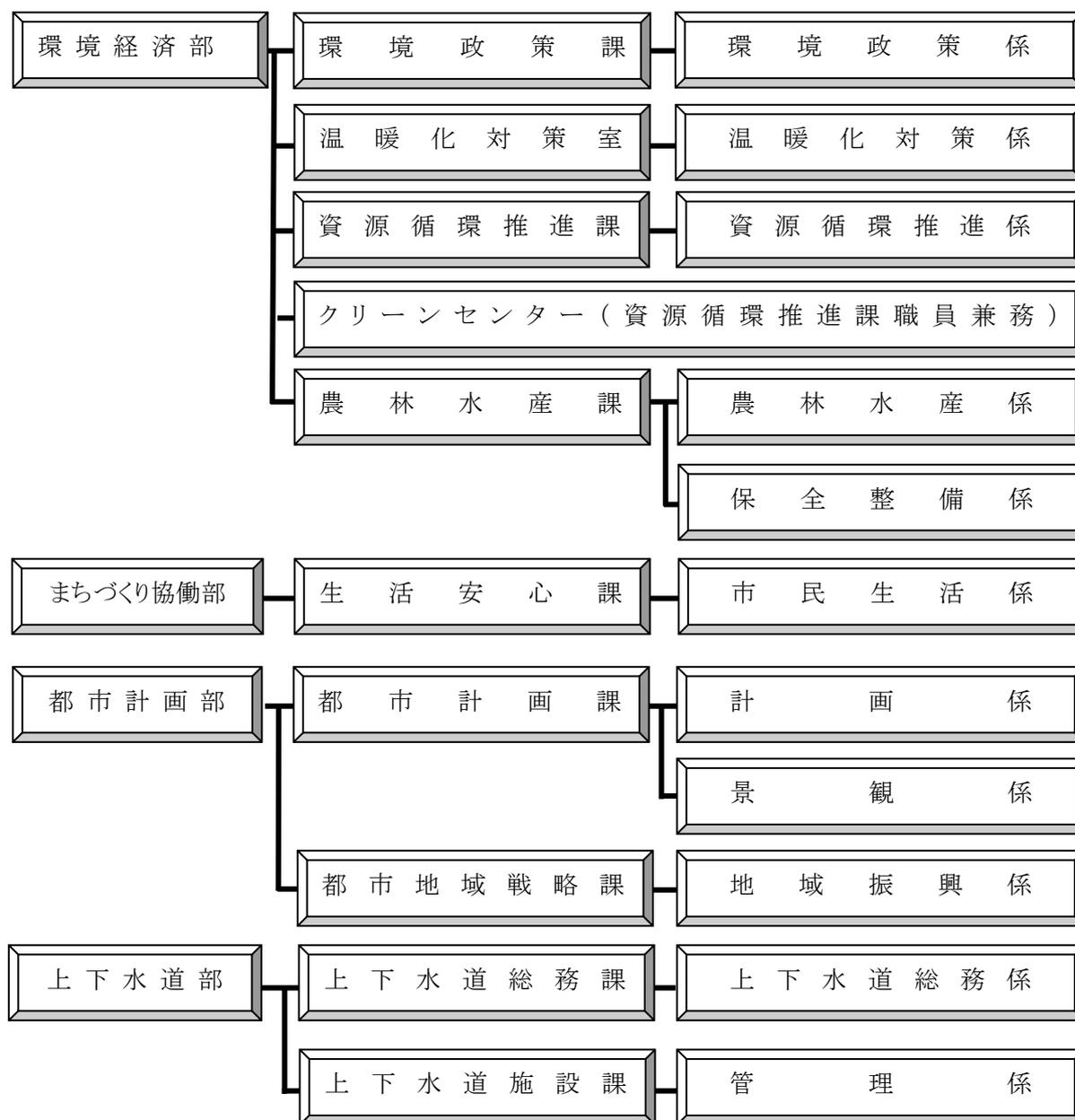
- ・組織力の向上や行政事務の効率化などにより、市民サービスのさらなる充実を図るとともに、健全で持続可能な市政運営によって、「未来」への責任を果たします。

第2節 草津市環境行政の機構

1. 機構

本市の環境行政担当は、昭和46年保健衛生課公害対策係としてスタートを切り、その後交通公害課公害係を経て、環境保全課、生活環境課、生活交通課、生活環境課、環境課、環境政策課と変遷し、現在に至っています。令和5年4月現在の環境行政を担っている主管課の組織を下図に示します。

< 草津市環境行政担当主管課の組織図(令和5年4月現在) >



2. 事務分掌<抜粋> (環境行政担当主管課) ※令和5年度時点

○環境政策課

- (1) 環境基本計画の企画および立案に関する事。
- (2) 環境にやさしい配慮指針の推進に関する事。
- (3) 環境保全に係る総合的な企画、調整および啓発に関する事。
- (4) 環境審議会に関する事。
- (5) 環境学習の推進に関する事。
- (6) 環境保全活動の支援に関する事。
- (7) くさつエコスタイルプラザの運営に関する事。
- (8) 生活排水対策推進計画に関する事。
- (9) 環境影響評価の意見調整に関する事。
- (10) 自然環境保全対策の総合的な企画および調整に関する事。
- (11) 公害防止対策の総合的な企画および調整に関する事。
- (12) 公害に係る各種調査および指導に関する事。
- (13) 公害防止基金の貸付に関する事。
- (14) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88)に基づく登録および許可等に関する事。
- (15) 市指定ごみ袋およびボランティア清掃用のごみ袋の本庁窓口での配布に関する事。
- (16) 小動物の死骸に関する事。
- (17) 担当する副部長所管事務に係る所属の連絡調整に関する事。
- (18) 課内の一般庶務に関する事。

○温暖化対策室

- (1) 地球温暖化対策の総合的な企画、調整および啓発に関する事。
- (2) 愛する地球のために約束する草津市条例(平成19年草津市条例第35号)の施行に関する事。
- (3) 環境マネジメントシステムの推進に関する事。
- (4) 省エネルギーおよび新エネルギーに関する事。
- (5) 室内の一般庶務に関する事。

○資源循環推進課

- (1) 一般廃棄物の処理に関する事。
- (2) 一般廃棄物に係る減量、資源化に関する事。
- (3) 一般廃棄物処理業に関する事。
- (4) 一般廃棄物処理計画に関する事。
- (5) ごみ集積所に関する事。
- (6) 不法投棄対策に関する事。
- (7) 災害廃棄物に関する事。
- (8) 公衆便所に関する事。
- (9) 湖南広域行政組合との連絡調整に関する事（環境衛生センターに関する事務に限る。）。
- (10) 最終処分場の整備に関する事。
- (11) 市指定ごみ袋に関する事。
- (12) 一般廃棄物処理施設に関する事。
- (13) クリーンセンターの管理運営に関する事（くさつエコスタイルプラザの運営に関する事は除く。）。
- (14) 課内の一般庶務に関する事。

○農林水産課

- (1) 農林水産業振興施策の企画および調整に関する事。農業に係わる有害鳥獣対策に関する事。
- (2) 土地改良事業に関する事。
- (3) 農業集落排水処理施設跡地に関する事。

○生活安心課

- (1) 動物の飼養に伴う周辺的生活環境の保全に関する事。
- (2) 路上喫煙の防止に関する事。
- (3) 空地の適正管理指導に関する事。
- (4) 害虫等の駆除に関する情報提供および消毒に関する事。

○都市計画課

- (1) 都市計画マスタープランに関する事。
- (2) 景観計画および景観形成の推進に関する事。

○都市地域戦略課

- (1) 草津市版地域再生計画に関する事。

○上下水道施設課

- (1) 公共下水道施設の維持管理に関する事。
- (2) 水洗化の啓発、普及に関する事。
- (3) 浄化槽法（昭和58年法律第43号）の施行に関する事（建築確認申請を伴わないものに限る。）。

第3節 環境保全に関する条例・計画

1. 草津市環境基本条例

草津市では昭和53年7月17日に「草津市民の環境を守る条例」を定め、工場、事業場などの公害対策や、身近な生活環境、自然環境、文化環境などの保全対策を進めてきました。

その結果、工場、事業場などの公害苦情などは改善されてきましたが、地球温暖化の影響と見られる異常気象や外来動植物の増加など、国境を超えた地球規模的な環境問題によって、本市の環境への影響が懸念されるようになってきました。

国においては、環境政策の基本となる事項を定め、環境施策を総合的に、かつ計画的に推進することを目的に、平成5年に「環境基本法」を制定されました。

本市では、平成10年1月1日に「環境にやさしいまち・草津」の実現をめざし、環境の保全についての基本理念や、市民・事業者・行政の役割、環境保全に関する基本的な事項を定めた「草津市環境基本条例」を施行しました。

草津市環境基本条例 第3条 基本理念

- 自然の摂理の下に自然と人間との健全な調和、共生を図るために、自然環境を保全し、創造を図りつつ、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる地域環境文化を育て、環境保全型社会の実現を目指すこと。
- 環境を構成する大地、大気、水その他のものの資源としての重要性と有限性を認識し、現在の市民から将来の市民へ継承されるよう、社会経済活動を通じて、省資源、省エネルギーの徹底、リサイクルの促進、効率化を図ることにより、循環型社会を構築すること。
- すべての市民が健全で、快適な環境を享受することができるよう、市、市民および事業者がそれぞれの責務を自覚し、自らの行動や事業活動を環境面から見直し、環境保全にかかわる活動に参加し、ともにその実現を図ること。
- 心の豊かさを高める市民文化を創造し、および発展させるために、市、市民および事業者がそれぞれの責務を認識し、歴史的環境、文化的遺産等の保全を図ること。
- 地球環境の保全が人類共通の課題であるとともに、市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上で、極めて重要であることから、地球環境の保全を自らの問題としてとらえ、地球環境の保全に貢献すること。

(1) 環境にやさしい配慮指針

草津市環境基本条例第9条では、草津市に関わる市民・事業者・行政がそれぞれの立場で事業を実施するときや、日常の生活において率先して環境に配慮した行動をとっていただけるよう、「環境にやさしい配慮指針」を定めることを規定しています。この配慮指針は草津市環境基本条例と同じ平成10年1月に告示し、草津市環境基本計画の行動指針として位置付け、積極的な推進を図っています。

配慮指針には禁止事項や規制を定めるものではありませんが、草津市に関わる市民・事業者・行政のそれぞれが環境保全に対する意識を高め、よりよい環境を保全・創出していくために取り組むべき行動内容を示したものです。また、国や滋賀県などが、草津市で事業を実施する場合にも、配慮指針を尊重するように協力を要請しています。

(2) 環境にやさしいアドバイザー制度

本市は、琵琶湖・丘陵・農地などを中心とした豊かな自然に恵まれています。一方で、人口は増加を続け、商業・工業施設、住宅、文化施設など開発事業が活発に行われているところです。

しかし、そのような事業を行う場合には、貴重な動物や植物の生息・生育場所が失われたり、周辺の環境に大きな影響を及ぼす可能性があることから、事業を行う行政や事業者などは、事業対象地域や周辺地域の自然や歴史・文化などを調査したり、専門的な知識をもった人から意見を聞き、できる限り今ある地域の環境を守っていくとともに、公害の防止、廃棄物の発生抑制などに努めることが重要です。

そこで、環境基本条例第10条では、市長は、市民・事業者・行政が事業を実施する場合に、その事業内容が、特に環境に著しく影響を及ぼす恐れがあると市長が認めるときは、その事業の環境配慮方法などについて専門的知識を有する者から助言を得るため、「環境にやさしいアドバイザー」を設置しています。

○環境に著しく影響を及ぼす事業

- ・当該地域に貴重な動植物が生息・生育している場合
- ・当該地域で新たに貴重な動植物が発見された場合
- ・当該地域およびその隣接地が、草津市の良好な環境保全条例に定める自然環境保全地区及び保護樹木の周辺である場合
- ・その他市長が助言を必要と認める場合

○令和2年度～令和4年度のアドバイザーと委嘱期間

長 朔男（元草津市環境審議会委員） 平成27年8月1日～令和6年7月31日
平野 達好（滋賀県の生き物総合調査委員）平成30年6月4日～令和6年6月3日

(3) 環境にやさしい週間

本市では、草津市環境基本条例第11条において、市民および事業者对环境の保全についての理解と認識を深めていただくため、7月1日を含む1週間を「環境にやさしい週間」と決めました。

令和2年度から令和4年度においても、「環境にやさしい週間」の期間を中心に、環境保全の重要性を認識し、行動実践への契機とするため、環境保全意識の向上にむけた啓発活動を実施しました。

○「草津エコフォーラム」の開催

主に事業者を対象に、環境保全に関する話題提供、実践例の紹介や情報交換する場として商工会議所と共催で実施



図1-3-1 草津エコフォーラム2022の会場風景

表1-3-1 草津エコフォーラムの内容

	R 2 草津エコフォーラム 2020 (中止)	R 3 草津エコフォーラム 2021 (中止)	R 4 草津エコフォーラム 2022
開催日	—	—	9月2日(金)
会場	—	—	キラリエ草津(市民総合交流センター)
テーマ	—	—	ゼロカーボンシティをめざそう
講演者等	—	—	1. 彦根地方気象台 「滋賀県における気象と暮らしの変化」 2. ダイキン工業株式会社滋賀製作所 「ダイキン工業株式会社滋賀製作所 CO ₂ ネットゼロに向けた取り組み」

○主に市民向け啓発事業として「広報くさつ」特集記事による啓発

市役所ロビーでパネル展の実施、図書館・南草津図書館で環境図書コーナーの設置等

(4) 草津市環境審議会

環境審議会は、草津市環境基本条例第17条の規定に基づき設置しており、市長の諮問機関として、市の環境の保全に関し、基本的事項を審議していただいています。審議事項等は以下のとおりでした。

【令和2年度】

第1回

日時 令和2年6月4日(木) 14時00分～

- 議事 (1) 第2次草津市環境基本計画の進捗状況の確認について
(2) 第3次草津市環境基本計画の策定について
(3) 草津市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定について

第2回

日時 令和2年7月9日(木) 14時00分～

- 議事 第3次草津市環境基本計画の策定について

第3回

日時 令和2年8月11日(火) 14時00分～

- 議事 第3次草津市環境基本計画(素案)について

第4回

日時 令和2年9月9日(水) 14時00分～

- 議事 第3次草津市環境基本計画の策定について

第5回(書面開催)

日時 令和2年11月9日(金)

- 議事 第3次草津市環境基本計画の策定について

【令和3年度】

第1回

日時 令和3年8月6日(金) 14時00分～

- 議事 (1) 第2次草津市環境基本計画の進捗状況の確認について
(2) 第3次草津市環境基本計画の取組について
(3) 宣言・実行計画(区域施策編)の概要等について

【令和4年度】

第1回

日時 令和4年7月15日（金） 13時30分～

- 議事 (1) 保護樹木の指定解除について
 (2) 草津市気候非常事態（ゼロカーボンシティ）宣言について

第2回

日時 令和4年8月31日（水） 9時30分～

議事 第3次草津市環境基本計画の進捗状況の確認について

第3回（書面開催）

日時 令和5年3月17日（金）

議事 第4次草津市生活排水対策推進計画の策定について

○環境審議会委員

【令和2年度】

委員区分	氏名	所属
学識経験のある者 (第1号委員)	小笠原 好彦	滋賀大学
	小林 圭介	滋賀県立大学
	壽崎 かすみ	龍谷大学
	樋口 能士	立命館大学
	山川 正信	びわこリハビリテーション専門職大学
	山田 淳	立命館大学
	横田 岳人	龍谷大学
関係行政機関の職員 (第2号委員)	海東 まどか	滋賀県南部環境事務所
	山崎 賢	老上小学校
産業を代表する者 (第3号委員)	磯貝 佳則	キャノンマシナリー株式会社
	奥田 裕介	草津市農業協同組合
	久保木 毅	郷インテックス株式会社
	阪口 一男	山田漁業協同組合
	中川 智	パナソニック株式会社アプライアンス社
市民を代表するもの (第4号委員)	太田 一郎	市民公募
	杉江 香代子	市民公募
	堀井 喜一	市民公募
	松村 幸子	ごみ問題を考える草津市民会議
	森 毅	特定非営利活動法人 NPOびわ湖環境
	山元 孝子	市民公募

【令和3年度】

委員区分	氏名	所属
学識経験のある者 (第1号委員)	小笠原 好彦	滋賀大学
	小林 圭介	滋賀県立大学
	壽崎 かすみ	龍谷大学
	樋口 能士	立命館大学
	山川 正信	びわこリハビリテーション専門職大学
	山田 淳	立命館大学
	横田 岳人	龍谷大学
関係行政機関の職員 (第2号委員)	中島 有希子	滋賀県南部環境事務所
	西村 洋	老上小学校
産業を代表する者 (第3号委員)	磯貝 佳則	キャンノンマシナリー株式会社
	北脇 芳和	志那漁業協同組合
	久保木 毅	郷インテックス株式会社
	中川 智	パナソニック株式会社くらしアプライアンス社
	中村 宏次	草津市農業協同組合
市民を代表する者 (第4号委員)	太田 一郎	市民公募
	杉江 香代子	市民公募
	堀井 喜一	市民公募
	松村 幸子	ごみ問題を考える草津市民会議
	森 毅	特定非営利活動法人 NPOびわ湖環境
	山元 孝子	市民公募

【令和4年度】

委員区分	氏名	所属
学識経験のある者 (第1号委員)	小林 圭介	滋賀県立大学
	壽崎 かすみ	龍谷大学
	樋口 能士	立命館大学
	山川 正信	びわこリハビリテーション専門職大学
	山田 淳	立命館大学
	横田 岳人	龍谷大学
関係行政機関の職員 (第2号委員)	井上 忠之	山田小学校
	中島 有希子	滋賀県南部環境事務所
産業を代表する者 (第3号委員)	岩本 重治	㈱がんさん
	奥村 真知子	レーク滋賀農業協同組合草津地区統括本部
	金澤 成子	大阪ガスネットワーク㈱事業基盤部
	北脇 芳和	志那漁業協同組合
	横江 秀美	㈱横江ファーム
市民を代表する者 (第4号委員)	境野 和子	市民公募
	鶴田 真理子	市民公募
	中村 暁美	市民公募
	原田 聖明	市民公募
	丸林 浩二	笠縫東学区まちづくり協議会
	松村 幸子	ごみ問題を考える草津市民会議
森 毅	特定非営利活動法人NPOびわ湖環境	

2. 草津市の良好な環境保全条例

「草津市民の環境を守る条例」は昭和53年に制定し、環境についての総合的な条例として役割を果たしてきましたが、平成10年1月1日に「草津市環境基本条例」を施行したことにより、「草津市民の環境を守る条例」の中の文化環境部門については、「草津市文化財保護条例」へ移行するなど、条例の全面改正を行いました。

この改正にあたり、新たに「保護樹木」、「地下水取水の届出」、「環境エネルギー」についての項目を設け、条例の名称も「草津市の良好な環境保全条例」と改称しました。（平成14年7月1日施行。ただし「保護樹木」および「地下水取水の届出」は平成15年3月施行。）

2. 愛する地球のために約束する草津市条例

本市では、平成19年10月に24,000人の参加があった「地球温暖化防止フェア in びわこ・くさつ」の開催を契機に、より多くの人に地球温暖化防止に取り組んでいただけるよう、京都議定書の約束期間の開始にあわせて、地球温暖化防止の取り組みを推進する本条例を平成19年12月27日に制定、平成20年4月1日に施行しました。

なお、本条例は、地球温暖化対策に関する技術の進歩や社会の状況の変化に対応するため、令和2年7月1日より、地球温暖化を防ぐ取組とともに気候変動に適応する取組を含めた条例に改正しました。

本条例は、地球温暖化対策に関し、市役所、市民、事業者、団体等および訪れた人の役割を明らかにし、それぞれが地球温暖化対策に自主的に、また、協働して取り組んでいただくことを目的としています。また、事業者、団体等において、具体的に取り組む内容を決めていただき、「愛する地球のために約束する協定」を市長と締結し、優れた取組については表彰することなども定めています。

地球温暖化問題は、特定の人たちだけの問題ではありません。私たち一人ひとりの問題として、自主的に取り組んでいただくことが重要です。このようなことから、本条例の条文は平易な表現を使用し、また小学校4年生を基準にルビを付すなど、誰にもわかりやすい条例としています。

3. 第3次草津市環境基本計画

(1) 計画の策定根拠と位置づけ

平成5（1993）年、国においては、日本の環境政策の根幹となる「環境基本法」が制定され、その中で環境保全に関する地方公共団体の責務について規定されました。草津市においては、平成10（1998）年に「草津市環境基本条例」を施行し、その第8条には、環境基本計画の策定義務を定めています。この条例に基づき、平成12（2000）年度に草津市環境基本計画、平成23（2011）年度には第2次草津市環境基本計画、令和2（2020）年度には第3次草津市環境基本計画を策定しました。

草津市では、令和3（2021）年度から令和14（2032）年度までの12年間を計画期間とする「第6次草津市総合計画」を令和3（2021）年3月に策定しており、本計

画は、「第6次草津市総合計画」の将来像の実現に向けて“環境”の側面から推進するための計画です。

(2) 計画の対象範囲

本計画が対象とする環境の範囲は、地域の地域の「自然環境」、「生活環境」、「快適環境」およびそれらすべてを支える「地球環境」としてしています。

また、地球環境に影響を及ぼす「環境への負荷（資源消費、エネルギー消費等）」や、その原因になっている「市民生活・事業活動」も本計画の対象とします。

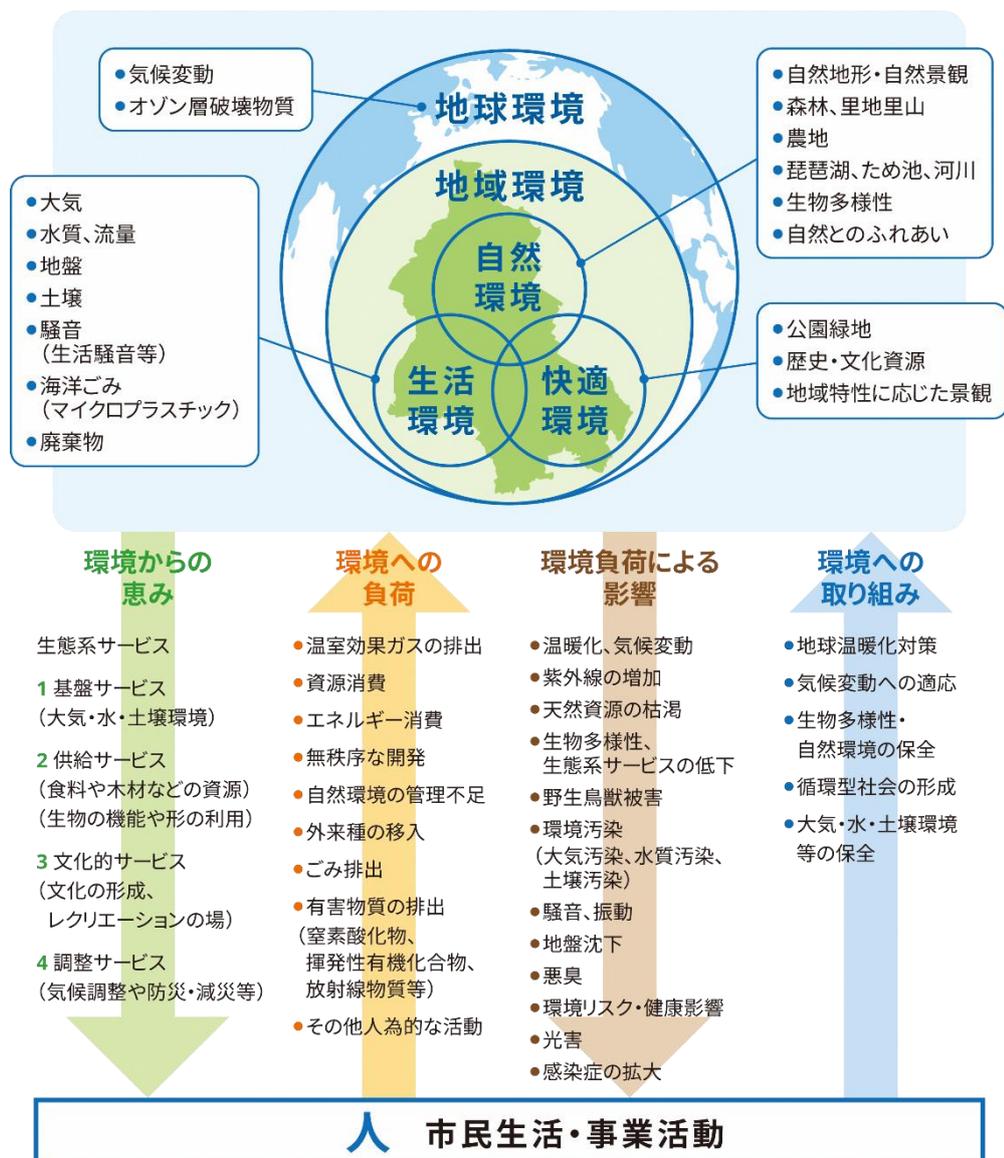


図1-3-2 計画の対象範囲

(3) 計画の期間

本計画の計画期間は、第6次草津市総合計画と併せ、令和3（2021）年度から令和14（2032）年度までの12年間としていますが、途中、国等の計画改定と整合性を図るため、必要に応じて見直しを行います。

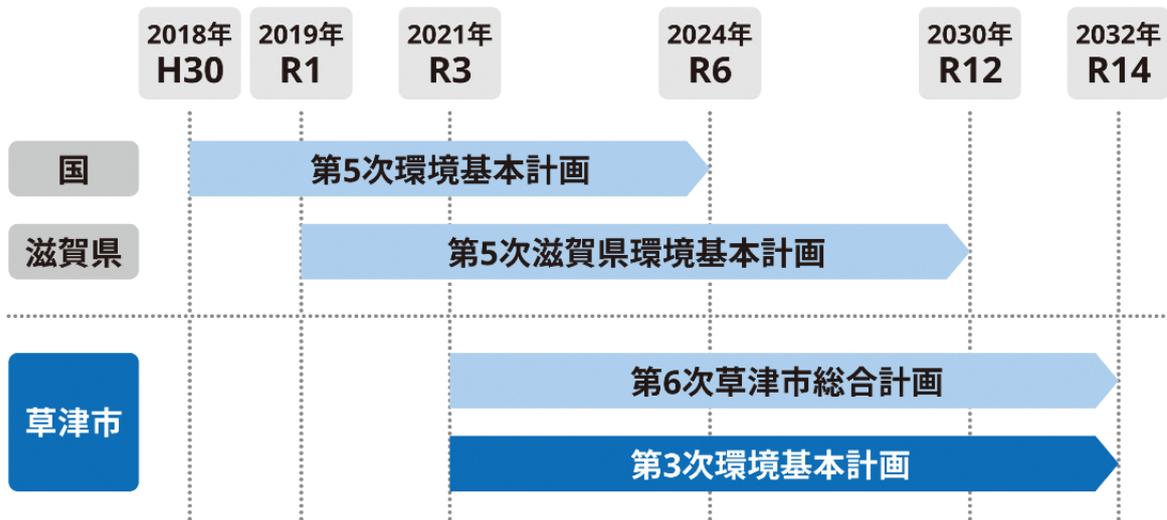


図1-3-3 計画期間

(4) 環境づくりの行動主体

環境づくり行動の主体は、草津市で生活し、活動する個人や団体としての「市民・地域」、市内で事業活動を行う「事業者」、および「行政」の3つに大きく分けて捉えています。

なお、市外からの通勤・通学者、観光客等は「市民・地域」に、大学などの研究機関は「事業者」に、また、国や滋賀県などの行政機関等については「行政」に含むものとします。

(5) 計画の進捗管理と評価

本計画で定めた施策の取り組みについては、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のプロセスを順に実施するPDCAサイクルのもとで、その進捗を管理、評価するものとします。

(6) 「環境文化」について

常に環境への興味と関心を持ち、その大切さを知り、環境と自分の行動との関わりを理解し、そして身の回りの小さなことから取り組む姿勢と行動力を持つことを「環境文化」と呼んでいます。

(7) めざす環境像と基本方針

本計画では、草津市環境基本条例で定める基本理念を踏まえて、草津市が目指す環境像を次のとおり掲げ、環境分野の取組の側面から経済・社会の課題についても取り組み、持続可能なまちづくりの実現に向けた取組を進めていきます。

めざす
環境像

人とひと 人と自然が織りなす 琵琶湖に開かれた環境文化都市 くさつ

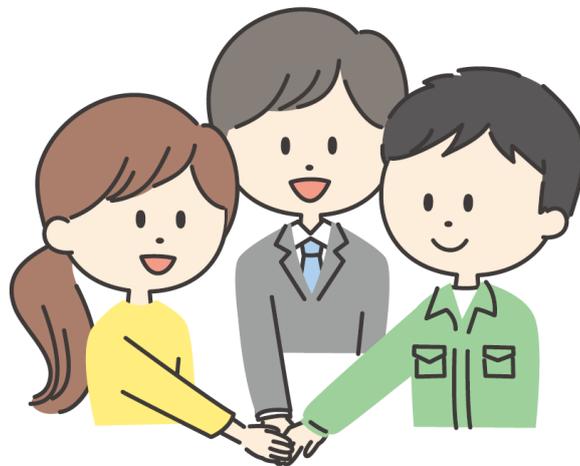
くさつ環境文化

第2次までの計画期間を通じて紡がれた多様な環境文化の糸が、協働を基軸としたまちづくりが進む中で縦横に編み織られて彩りを成し、“くさつ環境文化”としての輝きを見せています。

“くさつ環境文化”は、琵琶湖に見守られたこの地でこそ生まれる固有の光彩・優れた価値です。

○計画策定のポイント

- (1) 環境・経済・社会の統合的な向上
- (2) 持続可能な地域資源の活用
- (3) 多様な主体との協働



○6つの基本方針

本計画では、次の6つの基本方針のもとで、めざす環境像の実現を図っていきます。



1 環境について学び行動できる地域社会づくり

生涯を通じて誰もが環境について豊かに学び行動できる地域社会づくりを進めて、未来に“くさつ環境文化”を伝えていきます。



2 気候変動への対策(緩和と適応)

地球温暖化対策についての市民の理解の促進、まちや暮らしにおける環境配慮、省エネルギー対策の推進と再生可能エネルギーの利用を図りながら、脱炭素社会への転換を進めていくとともに、気候変動の影響に備える適応策を推進します。



3 資源循環型社会の構築

廃棄物の発生抑制・資源の再利用・資源化・適正処理に努めて、資源循環型社会の構築を図っていきます。



4 自然とともに生活する環境づくり

市民が自然とふれあうための活動を推進し、自然とともに生活する環境をつくっていきます。



5 健全な生活環境の保全

事業所等への適切な指導や啓発を通じて、環境汚染等の未然防止に努めます。また、市民からの生活環境に関する相談を通し、市民・事業所等が環境負荷の低減を図るよう推進します。



6 うるおい豊かな快適環境づくり

公園・緑地の整備や歴史文化資源の保全と活用および良好な景観の創出を目指し、市民・事業者と協働でまちに“うるおい”をつくっていきます。

4. 「草津市の自然」総合学術調査研究報告書の取りまとめ

昭和53年に発刊した、「草津市の自然」から35年以上経過し、その間の自然の変遷や実態を把握すべく、草津の自然の総合的な調査を、平成24年度と平成25年度の2年間にわたり、草津市の地形・地質、植生、緑環境、植物相、哺乳類、鳥類、両生・爬虫類、昆虫類、魚類、水生生物の10分野の総合学術調査を行い、その概要版を「草津市の自然2014」として平成27年3月に発刊しました。



図1-3-5 「草津市の自然」表紙、植生